

助成金

佐賀労働局登録教習機関（第4 - 9号）
（登録満了日 平成31年3月30日）
建設業労働災害防止協会佐賀県支部

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
（不定期開催）

1 木造建築物の組立て等作業主任者の選任を必要とする作業
建築基準法施行令第2条第1項第7号に規定する、**軒の高さが5m以上の木造建築物**の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業

2 受講資格

木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業（以下「構造部材の組立て等の作業」という）に**満18歳から3年以上**従事した経験を有する者

ただし、大学、高等専門学校、高等学校において、土木又は建築に関する学科専攻して卒業した者（卒業証書又は卒業証明書の写しを添付のこと）は、当該作業に**2年以上**従事した経験で受講できます。

3 講習科目及び時間（休憩時間は1時間毎に5分間）

講習日	講習科目	規定時間	講習時間割 (昼休み休憩時間)
第1日	(専門知識) 木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識	7	8:50~17:00 (12:00~12:45)
第2日	(関連知識) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3	8:50~12:00 (12:00~12:45)
	(教育) 作業者に対する教育等に関する知識	1.5	12:45~14:15
	(法令) 関係法令	1.5	14:20~15:50
	修了試験	1	16:00~17:00

4 一部免除者の講習科目及び時間

一部免除者		免除される科目	受講すべき科目
(1)	1 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 2 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 3 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 4 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	(関連知識) (教育)	1日目 (専門知識) 8:50~17:00 2日目 (法令) 14:20~15:50

5 受講料 (テキスト代1, 540円 (消費税込み) を含む。)

受講区分	受講料	
	会員	非会員
全科目受講者	注1) 7,800円	7,800円
一部免除(1)の該当者	注2) 5,800円	6,800円

(注1: 会員で助成金を受けない方は、テキスト代を1,000円補助致しますので、1,000円を引いた受講料になります。)

(注2: 会員の受講料は、テキスト代のうち1,000円の補助後の額になっています。)

6 助成金に関しては、「建設労働者確保育成助成金についての留意事項及び建設労働者確保育成助成金の手続き方法」を参照して下さい。

7 受講当日の携行品
 受講票・筆記用具